

毒物及び劇物取締法

(目的)

第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

(禁止規定)

第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者としてその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第六条の二及び第十条第二項において同じ。）の許可を受けた者（以下「特定毒物研究者」という。）でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者が、特定毒物使用者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けではならない。

7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けではならない。

8 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に対し、その者が使用することができない特定毒物以外の特定毒物を譲り渡してはならない。

9 毒物劇物営業者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡してはならない。

10 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

11 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

第三条の三 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含有する物を含む。）であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

第三条の四 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

(營業の登録)

第四条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域においては、市長又は区長。次項、第五条、第七条第三項、第十条第一項及び第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う。

2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

3 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

(販売業の登録の種類)

第四条の二 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

一 一般販売業の登録

二 農業用品目販売業の登録

三 特定品目販売業の登録

(販売品目の制限)

第四条の三 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

第五条 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消しの日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条第一項の登録をしてはならない。

(登録事項)

第六条 第四条第一項の登録は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 製造業又は輸入業の登録にあつては、製造し、又は輸入しようとする毒物又は劇物の品目

三 製造所、営業所又は店舗の所在地

(特定毒物研究者の許可)

第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

2 都道府県知事は、毒物に関して相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を行ふことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
四 第十九条第四項の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して二年を経過していない者
（毒物劇物取扱責任者）

第七条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

**2 毒物劇物営業者が毒物若しくは販売業のうち二以上を併せて営む場合において、その製造所、営業所若しくは店舗が互いに隣接しているとき、又は同一店舗において毒物若しくは劇物の販売業を二以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。
3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。
（毒物劇物取扱責任者の資格）**

第八条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

一 薬剤師
二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者

2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

一 十八歳未満の者
二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

3 第一項第三号の毒物劇物取扱責任者試験を分けて、一般毒物劇物取扱責任者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。

4 農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第四条の三第一項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第二項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。

5 この法律に定めるもののほか、試験科目その他毒物劇物取扱者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（登録の変更）

第九条 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。
2 第四条第二項及び第五条の規定は、登録の変更について準用する。

第十一条 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。

（届出）

三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。
（毒物又は劇物の取扱）
第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。
（毒物又は劇物の表示）
第十三条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて、「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
2 販売し、又は授与してはならない。
1 毒物又は劇物の名称

二 毒物又は劇物の成分及びその含量
3 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
4 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項
3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。
（特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等）
第十四条 毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。
1 毒物又は劇物の名称及び数量
2 販売又は授与の年月日

三 謙受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
2 毒物劇物営業者は、謙受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該謙受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から五年間、第一項及び第二項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう）を保存しなければならない。（毒物又は劇物の交付の制限等）

第十五條 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 1 毒物劇物営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第三条の四に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から五年間、保存しなければならない。（廃棄）

第十五条の二 毒物若しくは劇物又は第十二条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

（回収等の命令）

第十五条の三 都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域における場合は指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。）は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は第十二条第二項の政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性的除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（運搬等についての技術上の基準等）

第十六条 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2 保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めるこ

とができる。
一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に関する技術上の基準
二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨

三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨
(事故の際の措置)

第十七条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十二条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

（立入検査等）

第十八条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徵し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十二条第二項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を收去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

第十九条 都道府県知事は、毒物劇物営業者の有する設備が第五条の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。

第三都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。

4 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたときは（特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第三号までに該当するに至つたときを含む。）は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前各項の規定による処分（指定都市の長に対しては、前項の規定による処分に限る。）を行うよう指示をすることができる。（聴聞等の方法の特例）

第二十条 前条第二項から第四項までの規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前までにしなければならない。

2 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し（次項において「登録の取消処分等」という。）に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 登録の取消処分等に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

- (登録が失効した場合等の措置)
- 第二十一条** 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事(販売業にあつては、市長又は区長)に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長)に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。
- 2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、同条第十項の規定を適用しない。
- 3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。
- 4 前項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者若しくは特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。(業務上取扱者の届出等)
- 第二十二条** 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアノ化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これら毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)に届け出なければならない。
- 一 氏名又は住所所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
- 三 事業場の所在地
- 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の規定の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 前項の規定により届出をした者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第一項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなつたとき、又は同項各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十七条、第十八条並びに第十九条第三項及び第五項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第七条第三項中「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは、「その事業場の所在地の都道府県知事」とあるのは、「その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。」と、第十五条の三中「都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。)と、第十五条の三中「都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)」と読み替えるものとする。

- 5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第十二条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)」と読み替えるものとする。
- 6 厚生労働大臣又は都道府県知事(第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。)は、第一項に規定する者が第四項において準用する第七条若しくは第十一条の規定若しくは同項において準用する第十九条第三項の处分に違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項において準用する第十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 第十二条の規定は、厚生労働大臣又は都道府県知事が第四項において準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合について準用する。(薬事審議会への諮問)
- 第二十三条** 厚生労働大臣は、第十六条第一項、別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び別表第三第十号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
- 第二十三条の二** 第十八条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合においては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。
- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。(権限の委任)
- 第二十三条の三** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 第二十三条の四** この法律に規定するものほか、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に關し必要な事項並びに特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての第十九条第四項の処分に關し必要な事項は、政令で定める。(経過措置)
- 第二十三条の五** この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条、第三条の二、第四条の三又は第九条の規定に違反した者

二 第十二条（第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第十三条、第十三条の二又は第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者

五 第十五条の二の規定に違反した者

六 第十九条第四項の規定による業務の停止命令に違反した者

七 第二十四条の二次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 みだりに摂取し、若しくは吸いし、又はこれらの目的で所持することの情を知つて第三条の三に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者

二 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて第三条の四に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者

三 第二十二条第六項の規定による命令に違反した者

四 第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五 第二十四条の四 第三条の四の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第二十一条 第二項第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

七 第二十四条第四項の規定に違反した者

八 第十五条第二項から第四項までの規定に違反した者

九 第十七条（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十 第十八条第一項（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第十八条第一項（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十三 第二十二条第一項から第三項までの規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

十四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関して、第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十七条 第十六条の規定に基づく政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科す旨の規定を設けることができる。

(施行期日) 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(毒物劇物営業取締法の廃止)

2 毒物劇物営業取締法（昭和二十一年法律第二百六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(経過規定) 附 則 (昭和二十八年九月一日から施行する。)

3 改正した者は、第八条の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

4 毒物劇物営業取締法施行規則（昭和二十一年厚生省令第三十八号）第四条の事業管理人試験に合格した者は、第八条の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

5 この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。

6 附 則 (昭和二九年五月一日から施行する。)

7 附 則 (昭和二九年四月二二日法律第七一号) 抄

8 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

9 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一六二号) 抄

10 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

11 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

12 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

13 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

14 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

15 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

16 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

17 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

18 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

19 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

20 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

21 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

22 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

23 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

24 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

25 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

26 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

27 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

28 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

29 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

30 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

31 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

32 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

33 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

34 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

35 附 則 (昭和三〇年八月一〇日法律第一四五号) 抄

抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則 (昭和四七年六月二六日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(昭和四八年一〇月一二日法律第一一二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五六年五月二五日法律第五一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則

(昭和五七年九月一日法律第九〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻薬取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定 昭和五十九年四月一日

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十三条の規定の施行の際現に毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者については、同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第四条第四項に規定する登録の有効期間は、現に受けている登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定。以下この条及び第十

六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定。以下この条及び第十

六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前

のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

お従前の例による。

二 略

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

号に定める日から施行する。

二 略

お従前の例による。

三 第二十二条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第十八条の毒物劇物監視員であり、かつ、薬事監視員である者は、第二十二条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第十七条第一項の規定により指定された者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第三項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第六条の規定による改正後の同法第四条第四項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第一条各号に掲げる規定についても、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各規定は、政令で定める。

附 則

(平成九年一月一二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八
条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若し
くは第二十三条 医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条
第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保
険法第二百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第六条第一項、薬事
法第六十九条第一項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項
の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。
（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前
において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の
地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十二条において「国等の事務」という。）は、
この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務
として処理するものとする。
（处分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附
則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等
の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際
現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条に
おいて「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれら的行为に係る行政事
務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞ
れの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律
の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の
相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報
告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続が
されていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、當
これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報
告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下こ
の条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下こ
の条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて
は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服
審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、
施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、當
該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項
第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別
段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、でき
る限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新
地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適
宜、適切な見直しを行うものとする。
（施行期日）

附 則（平成一一年一一月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する
法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第
二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年一一月二七日法律第一二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）

附 則（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律に
おける障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案
して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

附 則（平成二三年六月二二日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、
附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律（平成二十三年法律第六百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ
か遅い日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 略

第二条 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法
第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八
号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第六百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第
三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街
区の整備に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法

(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十一条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十五条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第一百六十七条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の一まで、第十二条の四、第十二条の五、第十四条、第二十条、第二十三条、第二十一条(都市再開発法第七条の四第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十二条(都市再開発法第六十二条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集中市街地における防災街区の整備に関する法律第二十一条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集中市街地における防災街区の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十九条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十二条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十二条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十四条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一十九条、第一百二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一十八条、第一百二条、第一百五条から第七十七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主體の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二条)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十二条の二及び第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 (毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法(以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。)の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされている届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法(以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。)の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについて、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定
（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。)、第十二条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十

を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)

部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一十九条、第一百二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一十八条、第一百二条、第一百五条から第七十七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主體の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二条)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十二条の二及び第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 (毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

(附則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。)、第十二条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十

条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日
 (処分 申請等に関する経過措置)
 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた处分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第八条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月二十七日法律第六六号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
 (施行期日)
 第二条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一	
一	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
二	黄燐
三	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
四	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
五	クラーレ
六	四アルキル鉛
七	シアノ化水素
八	シアノ化ナトリウム
九	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名バラチオン)
十	ジニトロクレゾール
十一	ジメチルエチルメタルカブトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
十二	ジメチルエチルメタルカブトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
十三	ジメチルエチルアミドークロロクトニル
十四	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルバラチオン)
十五	水銀
十六	セレン
十七	チオセミカルバジド
十八	テトラエチルピロホスフエイド(別名TEPP)
十九	ニコチン
二十	ニツケルカルボニル
二十一	硫酸
二十二	堿化水素
二十三	ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンジメタノナフタリン(別名エンドリン)
二十四	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
二十五	モノフルオール酢酸アミド
二十六	モノフルオール酢酸アミド

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三条の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定二から四まで 略
 第八条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第十条の規定による改正前の毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)平成三十一年四月一日
 (処分 申請等に関する経過措置)
 第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、なお従前の例による。
 取締法第二十三条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

二十七 硫化焼
二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物で
あつて政令で定めるもの

別表第二

一 アクリルニトリル	二 アクリロレン	三 アニリン	四 アンモニア	五 ノン	六 エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメート	七 エチレンクロルヒドリン	八 塩化水素	九 過酸化水素	十 塩化第一水銀	十一 過酸化ナトリウム	十二 過酸化尿素	十三 カリウム	十四 カリウムナトリウム合金	十五 クレゾール	十六 クロルエチル	十七 クロルスルホン酸	十八 クロルピクリン	十九 クロルメチル	二十 クロロホルム	二十一 硅堿化水素酸	二十二 シアン酸ナトリウム	二十三 ジエチル-四-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト	二十四 ジエチル-(二・四-ジクロルフェニル)-チオホスフエイト	二十五 ジエチル-二・五-ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト	二十六 四塩化炭素	二十七 シクロヘキシミド	二十八 ジクロル酢酸	二十九 ジクロルブチル	三十 ジ・ジ-(ジエチルジチオホスホロ)-パラジオキサン	三十一 二・四-ジニトロ-六-シクロヘキシルフェノール	三十二 二・四-ジニトロ-六-(一-メチルプロピル)-フェニルアセテート	三十三 二・四-ジニトロ-六-メチルブロピルフェノールジメチルアクリレート	三十四 二-ジビリジリウム-一-エチレンジブロミド	三十五 一-二-ジブロムエタン(別名EDB)	三十六 ジブロムクロルブロパン(別名DBCP)	三十七 三・五一ジブロム-四-ヒドロキシ-四-ニトロアズベンゼン	三十八 ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト	三十九 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエイト(別名チオメトン)	四十 ジメチル-二-ジクロルビニルホスフエイト	四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル	四十二 ジメチルジクロルエチルホスフエイト(別名DDVP)	四十三 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフエイト	四十四 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフエイト	四十五 ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフエイト(別名ジメトエート)	四十六 ジメチル-四-メチルメルカブト-三-メチルフェニルチオホスフエイト	四十七 ジメチル硫酸	四十八 重クロム酸	四十九 蘭酸	五十 臭素	五一 硝酸	五二 硝酸タリウム	五三 水酸化カリウム	五四 水酸化ナトリウム	五四五 スルホナール	五五 八-トリクロル酢酸	五六 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト	五七 トリエタノールアンモニウム-二・四-ジニトロ-六-(一-メチルプロピル)-フェ	五八 ノラート	五九 テトラエチルメチレンビスジチオホスホネイト	六〇 トリアノールアンモニウム-二・四-ジニトロ-六-(一-メチルプロピル)-フェ	六一 トルイジン	六二 ナトリウム	六三 ニトロベンゼン	六四 二硫化炭素	六五 発煙硫酸	六六 パラトルイレンジアミン	六七 パラフェニレンジアミン	六八 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。	六九 ヒドロキシルアミン	七〇 フエノール	七一 ブラストサイジンS	七二 ブロムエチル	七三 ブロム水素	七四 ブロムメチル	七五 ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリ	七六 一・二・三・四・五・六-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)	七七 七十七 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)	七八 ベタナフトール	七九 七八・八-ジクロルスタノ-一インデン(別名ヘブタクロール)	八十 ペンタクロルエノール(別名PCP)	八一 ホルムアルデヒド	八二 無水クロム酸	八三 メタノール	八四 メチルスルホナール	八五 N-メチル-一ナフチルカルバメート	八六 モノクロル酢酸
------------	----------	--------	---------	------	---	---------------	--------	---------	----------	-------------	----------	---------	----------------	----------	-----------	-------------	------------	-----------	-----------	------------	---------------	-------------------------------------	----------------------------------	--	-----------	--------------	------------	-------------	------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------	------------------------	-------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	--	---------------------------------------	------------	-----------	--------	-------	-------	-----------	------------	-------------	------------	--------------	----------------------------	--	---------	--------------------------	---	----------	----------	------------	----------	---------	----------------	----------------	----------------------	--------------	----------	--------------	-----------	----------	-----------	--	--------------------------------------	---------------------------------------	------------	----------------------------------	----------------------	-------------	-----------	----------	--------------	----------------------	------------

八十七	沃化水素
八十八	硫酸
八十九	硫酸
九十一	硫酸タリウム
九十二	燐化亜鉛
九十三	ロダン酢酸エチル
九十四	ロテノン
一	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの
二	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
三	ジメチルカブトエチルチオホスフエイト
四	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト
五	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
七	テトラエチルピロホスフエイト
八	モノフルオール酢酸アミド
九	モノフルオール酢酸アミド
十	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

別表第三

前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
 ダルキル鉛
 オクタメチルビロホスホルアミド
 四アルキル鉛
 テトラエチルピロホスフエイト
 モノフルオール酢酸
 モノフルオール酢酸アミド
 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの